

## 女性助教裁判の判決の不当性について

執行委員会からのアピール

今回の裁判の原告である女性助教は、助教から准教授への文化学部の昇進規定である任期中の論文 3 本の公刊という条件を満たしたにもかかわらず、平成25年4月に本学文化学部助教から准教授への昇進を果たすことはできませんでした。その地位回復のための裁判が3年以上にわたり、続いていました。

9月27日午後1時10分、京都地方裁判所で判決が出されました。そこでの判決は、原告である女性助教の請求を全面的に棄却するという、予想だにしなかったものでした。

裁判所は、すでに学会誌に掲載済みの論文であっても、学部による再審査により、その質をさらに検証する ことは当然だという趣旨の判決を出しました。

学会誌の査読は、専門家によるものであり、学部の人事委員会による審査が、専門家とはいえない人たちによる判断となる可能性は否定できません。少なくとも専門性という観点から見れば、学会誌による審査の方が、学部の人事委員による審査よりも学問的に客観的な裏付けができるということは、研究者にとって常識であると言えるでしょう。ですが、残念ながら今回の判決は、そのようなことは一切考慮に入れられておりません。ここでの判例は、有期雇用から無期雇用に転換するさいに、とりわけ大きな問題となると言わざるを得ません。専門家によるピアレビューよりも、より専門性が劣る人たちによる審査の方が、研究能力に関する判断基準として適切だという判例を裁判所が出したことになり、学問業績の評価の基準を大きく歪め、昇進に深刻な

すでに文化学部では、5年間、准教授から教授への昇進人事がありません。それは、女性助教が昇進できなかったので、教授への昇進人事においても、これまでの自分の研究業績が否定されるようなことを言われたうえに昇進できないかもしれないと考え、昇進願いを出さないからだと思われます。

問題をもたらす判決であると、私たちは考えます。

また、他学部の公募においても、女性助教の裁判はよく知られているので、「業績があっても本当に助教から准教授に昇進できるのか」と質問されることも少なくないと聞きます。

今回の判決により、京都産業大学は、公明で透明性がある人事をしない大学だという評判が立つことを、私たちは恐れます。さらに、今回の裁判結果が、テニュアトラックにいる多数の研究者の将来にとって大きなマイナスになるのではないかと危惧します。有期から無期への雇用形態の転換が、結局のところ恣意的な判断に基づくことを放置してしまうことになるからです。これは、とりわけ若い研究者にとって、研究をしていく上での大きな妨げとなるでしょう。

私たち執行委員会は、今回の判決は不当であり、京都産業大学、さらには日本の学界に対して大きな負の遺産を残したと訴えます!